# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	児童扶養手当の支給に関する事務	基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

埼玉県狭山市長

#### 公表日

令和6年11月15日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	●事務全体の概要 児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行なっている。 ●住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報、特別児童扶養手当関係情報、施設入所支援に関する情報を照会し、資格認定をする。 ②所得情報、年金情報を照会し、支給額の判定する。 ●児童扶養手当に関する手続きについては、窓口や郵送で受け付けるとともに、マイナポータル(国が
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル	名
児童扶養手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表56の項
4. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表81の項
5. 評価実施機関における	5担当部署 
①部署	こども支援部 こども支援課
②所属長の役職名	こども支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	狭山市 こども支援部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	]6年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		16年10月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 旋四9 る特定個人情報	は保護評価書の性短							
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0 ]	]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	<b>ノステムとの接続</b>		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
	·		<u></u>					

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際に4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当の支給に関る事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書のうち、保存年限を経過した書類の廃棄						

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている [ 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<ul><li>(選択肢&gt;</li><li>1)特に力を入れている</li><li>2)十分である</li><li>3)課題が残されている</li></ul>
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、児童手当システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 評価実施機関における担	こども課長 荒田 雅郎	こども支援課長 昔農 久美子	事後	平成30年4月1日付け人事異 動に伴うもの
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 3. 評価実施機関における担	こども支援課長 昔農 久美子	こども支援課長	事後	
	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	「市町村長」 「児童手当法による児童手当又は特例給付」	「都道府県知事等」 「児童扶養手当法による児童扶養手当」	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定保護評価書		基礎項目評価書	事後	項目新設
	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>2. 特定個人情報の入手(情</li></ul>		十分である	事後	項目新設
<b>今和4年5月1</b> 月	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>3. 特定個人情報の使用</li></ul>		十分である	事後	項目新設
<b>今和4年5月1</b> 日	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>3. 特定個人情報の使用</li></ul>		十分である	事後	項目新設
	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>4. 特定個人情報ファイルの</li></ul>		委託しない	事後	項目新設
A101/EF D 1 D	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移		十分である	事後	項目新設
令和1年5月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス		十分である	事後	項目新設
今和1年5月1日	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>6. 情報提供ネットワークシス</li></ul>		十分である	事後	項目新設
<b>今和4年5月1</b> 日	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>7. 特定個人情報の保管・消</li></ul>		十分である	事後	項目新設
	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>8. 監査</li></ul>		自己点検	事後	項目新設
A 104 F F F 4 F	IV リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓		特に力を入れて行っている	事後	項目新設
△和0年4日20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第37項	番号法第9条第1項 別表第一第37の項	事後	訂正
会和2年4月20日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	(別表第2における情報照会の根拠)	(別表第二における情報照会の根拠)	事後	訂正
△和2年4月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
△和2年4月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
△和○左○日10日	I 関連情報         4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	項を号に訂正 法改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス		106	事後	106の項を追加
令和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
市和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
会和4年4月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
会和4年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	福祉こども部 こども支援課	こども支援部 こども支援課	事後	
令和4年7月1日	8. 特定個人情報ファイルの	狭山市 福祉こども部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	狭山市 こども支援部 こども支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	事後	
令和4年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第37項	番号法第9条第1項 別表第一第37項及び 第101項	事後	
令和4年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二第121項	事後	
令和4年11月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	2022/4/1	2022/11/30	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	2022/4/1	2022/11/30	事後	
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	●事務全体の概要 児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管	●事務全体の概要 児童扶養手当法に基づき、対象者の資格管	事前	マイナボータル(国が運営するインターネット上のサイト)を
令和5年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	児童扶養手当システム、番号連携サーバー (団体内統合宛名システム)、中間サーバー	児童扶養手当システム、宛名管理システム、 番号連携サーバー(団体内統合宛名システ	事前	同上
令和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係	令和4年12月23日時点	令和5年2月3日時点	事前	判断基準日の見直し
节和5年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係	令和4年12月23日時点	令和5年2月3日時点	事前	判断基準日の見直し
市和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係	令和5年2月3日時点	令和5年4月1日時点	事前	判断基準日の見直し
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係	令和5年2月3日時点	令和5年4月1日時点	事前	判断基準日の見直し
令和6年10月1日	公表日	令和5年8月1日	令和6年11月15日	事後	評価の再実施
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一第56項及び第 101項		事後	法改正によるもの
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第8号 別表第二第121項	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表81の項	事後	法改正によるもの
会和6年10月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	評価の再実施
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	項目新設
令和6年10月1日	<ul><li>Ⅳ リスク対策</li><li>8. 人手を介在させる作業</li></ul>		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	項目新設
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		対象者からの申請に基づき特定個人情報を 入手するため、目的外の入手が行われること	事後	項目新設